三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

○国土交通省告示第四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
根谷川支川六五
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字吉光七五六番一地内三等三角点源重を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一六度三七分四八秒　一三九〇・七五四メートルの地点　一号
標柱一号から三〇六度三五分三二秒　四六・二一三メートルの地点　二号
標柱二号から七二度三分一秒　一四三・七〇三メートルの地点　三号
標柱三号から一五四度三七分三秒　二九・七三二メートルの地点　四号
標柱四号から二二二度三八分五四秒　一一八・六六三メートルの地点　五号
標柱五号から二八三度五二分一八秒　四五・九八六メートルの地点　六号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
根谷川支川八六
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字下町屋字大地二一番七地内四等三角点大地を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一七八度一分五一秒　三二七・七七一メートルの地点　一号
標柱一号から二九五度四〇分三六秒　三三・九八〇メートルの地点　二号
標柱二号から三三度五九分三七秒　一二九・九二九メートルの地点　三号
標柱三号から一〇一度八分五九秒　二四・九九〇メートルの地点　四号
標柱四号から一九八度五三分三九秒　五二・三一四メートルの地点　五号
標柱五号から二〇四度二六分二〇秒　六二・〇七七メートルの地点　六号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
根谷川支川九九
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一二三度一五分六秒　六九五・三一一メートルの地点　一号
標柱一号から五九度〇分四二秒　七一・一〇八メートルの地点　二号
標柱二号から一二六度五八分二八秒　七八・九一三メートルの地点　三号
標柱三号から一七六度四二分三六秒　六五・七一〇メートルの地点　四号
標柱四号から二七九度三二分〇秒　四〇・〇八〇メートルの地点　五号
標柱五号から二九八度六分四九秒　八九・四四六メートルの地点　六号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
根谷川支川一〇一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一四七度五六分四七秒　九〇七・一〇八メートルの地点　一号
標柱一号から三五七度五分一九秒　二九・二七七メートルの地点　二号
標柱二号から七一度五九分三二秒　六四・七六九メートルの地点　三号
標柱三号から一三九度二〇分三四秒　一七・二一〇メートルの地点　四号
標柱四号から二〇五度五六分一二秒　六二・三一〇メートルの地点　五号
標柱五号から二七八度三九分二〇秒　三〇・一四〇メートルの地点　六号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
谷尻川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区深川二丁目一五九一番五地内四等三角点谷尻を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から六〇度九分七秒　四八四・四四二メートルの地点　一号
標柱一号から三五六度二九分四九秒　三四・二八〇メートルの地点　二号
標柱二号から五二度二六分五四秒　一一〇・二六〇メートルの地点　三号
標柱三号から九八度一四分一七秒　二四・四七九メートルの地点　四号
標柱四号から二〇一度一三分四七秒　一三四・八五三メートルの地点　五号
標柱五号から二七六度五五分八秒　三七・一二〇メートルの地点　六号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石丸川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字吉光七五六番一地内三等三角点源重を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二一七度三分四〇秒　八六〇・八五七メートルの地点　一号
標柱一号から一五九度二九分一一秒　五九・七〇九メートルの地点　二号
標柱二号から二三四度三八分三一秒　一三六・一一四メートルの地点　三号
標柱三号から三〇六度三五分三二秒　二一・五九三メートルの地点　四号
標柱四号から一六度一九分一四秒　一四七・三二八メートルの地点　五号
標柱五号から九八度〇分三八秒　四二・三三七メートルの地点　六号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桐原川支川一三
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字吉光七五六番一地内三等三角点源重を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一七九度一〇分四二秒　七三八・一五七メートルの地点　一号
標柱一号から一二四度一二分二九秒　五三・二八五メートルの地点　二号
標柱二号から二一三度三分三五秒　六三・二七六メートルの地点　三号
標柱三号から一九五度五八分一八秒　五五・四五一メートルの地点　四号
標柱四号から三三二度四五分五五秒　一二一・二三二メートルの地点　五号
標柱五号から五六度一一分三七秒　四八・五七七メートルの地点　六号

○海上保安庁告示第二号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年一月二十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「| MH　550 | ベル式212型 | JA　9550 |」を削り、

「| MH　566 | 同 | JA　9566 |」を